## 地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

- 取引先との共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」は、3月17日時点で約19,850社が 宣言済み。うち大企業(資本金3億円超)は、約1,200社。また、経団連会員企業の宣言は 約3分の1。更なる宣言拡大に取り組む。
- 宣言の更なる拡大に向けて、先月、西村経産大臣から地方経産局長に、自治体や経済団体への働きかけを指示。
- 「自治体・経済団体等による協定締結や共同宣言」、「宣言企業への自治体の補助金での加点措置」など地域での取組が拡大しており、全国大に広げていく。

## 「パートナーシップ構築宣言」の概要

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、取引先との共存共栄を目指し、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言し、ポータルサイトで公表するもの。
  - (1) **サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携** (オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等)
  - (2)下請企業との望ましい取引慣行(「振興基準」)の遵守、特に**取引適正化の重点5分野** (①価格決定方法、②型管理の適正化、 ③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの 保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」 (2020年5月)において、導入を決定。

